

報告第19号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和2年9月2日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

2 専第 13 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 1 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 91,190 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 大阪府中央区道修町 4 丁目 6-5
氏 名 一般財団法人 大阪府結核予防会
理 事 長 増 田 國 次
- 3 示 談 日 令和 2 年 8 月 11 日
- 4 事 案 概 要 令和 2 年 2 月 20 日（木）午後 2 時 45 分頃、交野市天野が原町 5 丁目 5 番 1 号、交野市立保健福祉総合センター（健康増進センターのガレージ内）において、家庭訪問から帰ってきた職員が自転車を押して停車しようとしていたところ、他の自転車とペダルが絡まり、自転車がドミノ式に倒れて市民健診委託先の相手方車両のドアを損傷させたもの。
- 5 そ の 他
- | | |
|-----------|----------|
| 相手方修理費 | 91,190 円 |
| 施設賠償責任保険額 | 91,190 円 |
| 市持出額 | 0 円 |

令和 2 年 8 月 11 日

交野市長 黒 田 実